

大和市告示第30号

大和市地上デジタルテレビ放送完全移行に伴う電波障害対策事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月4日

大和市長 大 木 哲

大和市地上デジタルテレビ放送完全移行に伴う電波障害対策事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市地上デジタルテレビ放送完全移行に伴う電波障害対策事業の実施に関する要綱（平成22年大和市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 大和市深見西一丁目2番17号の庁舎

(9) 大和市深見西一丁目3番17号の庁舎

第4条第1項中「700円」を「667円」に、「525円」を「500円」に改め、同項中「525円）」の次に「に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。